

区長の専決処分事項の指定について（案）

1. 件 名 区長の専決処分事項の指定について

2. 改正理由 議会の議決を得た契約に係る契約金額の変更について上限額を設ける。

3. 新旧対照表

新	旧
1 地方自治法（昭和<u>22</u>年法律第<u>67</u>号）第<u>180</u>条第<u>1</u>項の規定により、<u>令和7年1月1日</u>以後区長が専決処分することができる事項を、次のとおり指定する。 (1) 区が提起する訴えで、その訴訟の目的の価額が<u>300</u>万円以下のもの (2) 区が当事者である和解で、その目的の価額が<u>300</u>万円以下のもの (3) 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が<u>300</u>万円以下のもの (4) 議会の議決を得た契約に係る当該契約金額の<u>2割以内の増減</u>。<u>ただし、当該契約金額の増額については、その差額が世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第15号）第2条に規定する額未満のものに限る。</u> <u>(5) 議会の議決を得た契約に係る当該契約の期間又は期限の1月以内（当該契約の期間又は期限が18月を超える場合にあつては、2月以内）の延長</u> <u>2 議会の議決を得た契約で、当該契約金額が50億円未満のものについては、前項第4号ただし書の規定は、令和7年12月31日までの間、適用しない。</u> <u>3 区長の専決処分事項の指定について（平成3年11月12日世田谷区議会議決）は、令和6年12月31日限り廃止する。</u>	1 地方自治法（昭和<u>二十二</u>年法律第<u>六十七</u>号）第<u>百八十</u>条第<u>一</u>項の規定により、<u>平成四年一月一日</u>以後区長が専決処分することができる事項を、次のとおり指定する。 (1) 区が提起する訴えで、その訴訟の目的の価額が<u>三百</u>万円以下のもの (2) 区が当事者である和解で、その目的の価額が<u>三百</u>万円以下のもの (3) 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が<u>三百</u>万円以下のもの (4) 議会の議決を得た契約に係る、<u>当該契約金額の二割以内の増減及び当該契約の期間又は期限の一月以内（当該契約に係る期間又は期限が十八月を超えるものにあつては二月以内）の延長</u> (新設) (新設) <u>2 区長の専決処分事項の指定について（昭和四十八年三月三十日世田谷区議会議決）は、平成三年十二月三十一日限り廃止する。</u>

議員提出議案第 号

区長の専決処分事項の指定について（案）

上記の議案を提出する。

令和6年10月 日

提出者 世田谷区議会議員

世田谷区議会議長

おぎの けんじ 様

（説明） 議会の議決を得た契約に係る契約金額の変更について上限額を設ける必要があるので、本案を提出する。

区長の専決処分事項の指定について

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年1月1日以後区長が専決処分することができる事項を、次のとおり指定する。
 - (1) 区が提起する訴えで、その訴訟の目的の価額が300万円以下のもの
 - (2) 区が当事者である和解で、その目的の価額が300万円以下のもの
 - (3) 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が300万円以下のもの
 - (4) 議会の議決を得た契約に係る当該契約金額の2割以内の増減。ただし、当該契約金額の増額については、その差額が世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第15号）第2条に規定する額未満のものに限る。
 - (5) 議会の議決を得た契約に係る当該契約の期間又は期限の1月以内（当該契約の期間又は期限が18月を超える場合にあっては、2月以内）の延長
- 2 議会の議決を得た契約で、当該契約金額が50億円未満のものについては、前項第4号ただし書の規定は、令和7年12月31日までの間、適用しない。
- 3 区長の専決処分事項の指定について（平成3年11月12日世田谷区議会議決）は、令和6年12月31日限り廃止する。